

令和 7 年 9 月 3 0 日

北河内農業協同組合

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

北河内農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、「農とくらしを守り、組合員・地域住民に親しまれる J A を目指します。」を経営理念とし、信用・共済・購買・販売・旅行事業などの各事業領域・商品・サービス等において、経営の仕組みの質を向上するとともに、適正利益を確保しつつ新たな価値を創造し、高い経営品質を目指しております。また、多様化する組合員のニーズに対応する商品・サービスを提供し、事業利用を通じて組合員満足を実現します。

当組合では、この理念のもと、2017 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」といいます。）を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの「農」と「くらし」を守る総合事業の展開を通じて「しあわせ」づくりに取り組み、安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた豊かな生活づくりに貢献するため、当組合の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針」の見直しを実施いたしました。今後、本方針に基づく取組みの状況については、定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営に資するよう、社会情勢や環境変化等を踏まえ、必要に応じて本方針を見直してまいります。

注）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、J A 共済連）が、共同で事業運営しております。J A 共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、J A 共済連のホームページをご参照ください。

【原則 6（注 6、7）】

【北河内農業協同組合の経営理念】

農とくらしを守り、組合員・地域住民に
親しまれる J A を目指します。

【J A北河内の主な事業】

- ・信用事業：貯金、貸出、金融商品販売などを取り扱っています。
- ・共済事業：万が一に備える各種共済を取り扱っています。
- ・購買事業：肥料・農薬など生産資材や飲料・食品類を含む生活物資関連商品などを取り扱っています。
- ・販売事業：自家搗精米・パックごはんや花卉類などを取り扱っています。
- ・旅行事業：株式会社農協観光の代理業として、手配旅行や募集旅行商品を取り扱っています。

1. 組合員・利用者への最良・最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

(1) 金融商品

①組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は、特定の投信運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、組合員・利用者の皆さまの多様なニーズと目的にお応えできる商品をご提供いたします。また、当該商品を組成する投信運用会社については、プロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認のうえ選定いたします。

投信運用会社、販売会社全体で組合員・利用者の最善の利益を実現するため、J Aバンク全体として、金融商品を購入された組合員・利用者の皆さまの属性および販売状況に関する情報等を投信運用会社に提供するなど情報連携を行います。

なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

②金融商品の選定にあたっては、次の観点から組合員・利用者の皆さまの色々な「投資に関する好み」に合った商品を揃えつつ、「選びやすさ」、「長期投資への適性」を考慮し、一定の商品数に絞った『セレクトファンド』により商品提供を行います。

<セレクトファンド選定基準>

(i) 長期投資

将来の備えに向けて「長期投資」を前提とした投資信託であること。

(テーマ型ファンドでないこと)

(ii) 手数料

手数料が良心的な水準であること。

(iii) 運用実績

過去の運用実績が相対的に良好であること。

(iv) 将来性

これから将来に向けて資産を築いていく資産形成層に向けては過度な分配金を捻出する投資信託ではないこと。

(v) 運用体制

運用体制について、外部機関の評価を得ていること。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3、6、7）、
補充原則 1～5 本文および（注）】

（２）共済仕組み・サービス

組合員・利用者の皆さまを、近年の大規模災害を含め、日常生活におけるさまざまなリスクから守れるよう、「ひと・いえ・くるま」の総合保障により最良の共済仕組み・サービスをご提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供しておりません。【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3）、補充原則 1～5 本文および（注）】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

（１）信用の事業活動

①組合員・利用者の皆さまへの商品提案にあたっては、「スタイル診断シート」を活用し、金融知識・投資経験・財産の状況、ニーズや商品購入の目的に合わせて、組合員・利用者の皆さまにふさわしい商品をご提案いたします。

なお、販売にあたっては、商品と組合員・利用者の属性・適合性の妥当性を判断したうえで販売いたします。

②組合員・利用者の皆さまへの商品提案にあたっては、「重要情報シート」により、当組合の提供する投資信託商品が長期運用を前提としたものであることなど、商品の性質を明確にしたうえで商品提案を実施いたします。

③組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について資料を提供のうえ分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

④組合員・利用者の皆さまが高齢の場合等においては、上席者の事前承認や同行対応による勧誘・ご提案、取引約定時における再確認等、組合員・利用者の皆さまの特性に応じ適切な対応を実施いたします。

⑤組合員・利用者の皆さまへの商品販売後も、金融市場の変動等に応じて、必要な情報提供を行うなど適切なフォローアップを行います。

⑥組合員・利用者の皆さまとの取引内容について定期的なモニタリングを実施し、組合員・利用者の皆さまへ適正な商品のご提案・販売を行っているか検証しております。

【原則 2 本文および（注）、原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1～5）】

（２）共済の事業活動

①組合員・利用者の皆さまに対して「安全」・「安心」な生活の実現に向け公的保険制度等を踏まえた情報を提供する訪問活動を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた、最良・最適な保障・サービスをご提案します。

②保障の加入にあたっては、組合員・利用者の方々に寄り添った保障提案や情報提供を行い、複数回の意向把握・確認を実施したうえでご理解・ご納得いただけるように分かりやすい重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施します。

③特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすく複数回の訪問活動と意向把握を実施し、ただ書面を読み上げるだけでなく、相手がしっかりと理解し、ご家族を含めてご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな寄り添った対応を行います。

④なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等は一切ございません。

⑤各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、日々の接点を通じて「つながり」づくりを行いより安心いただけるよう近況確認や契約内容の確認等のアフターフォローを実施します。

【原則 2 本文および（注）、原則 4 本文、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

組合員・利用者の皆さまへの商品選定や情報提供にあたり、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則 3 本文および（注）】

4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 組合員・利用者の皆さまの信頼を得て、満足していただける金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう、相談力・営業力の強化に向けた職員の継続的・定期的な研修会等を実施します。また、組合員・利用者の皆さまの多様な資産運用や保障ニーズに応え、的確な金融商品、共済仕組み・サービスを提供、堅確な事務を行うことができる職員の育成、地震・台風等の大規模災害の発生に備えて迅速な共済金のお支払いを実現するための職員の育成を行うことで、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則 2 本文および (注)、原則 6 (注 5)、原則 7 本文および (注)】

(2) 組合員・利用者の皆さまの多様な資産運用のニーズに対して、適切な提案ができる高度な専門性を有する人材を育成するため、また、法令遵守の徹底並びに適切な管理のため、研修会の実施や外部資格取得を必須または推奨しています。【原則 6 (注 5)、原則 7 本文および (注)】

＜内部研修・資格制度＞

- ・証券外務員資格再研修（対象：信用担当職員）
- ・ライフアドバイザー認証要件研修（対象：共済担当職員）
- ・スマイルサポーター認証要件研修（対象：共済担当職員）
- ・推進担当者認証要件研修（対象：共済担当職員） など

＜取得を推奨する外部資格＞

- ・証券外務員（1 種・2 種）（対象：信用担当職員）
- ・内部管理責任者試験（対象：全管理職）
- ・FP 技能士（1 級・2 級・3 級）（対象：全職員）

(3) 組合員・利用者の皆さまからいただいた、お問い合わせ・ご相談・ご要望などを誠実に受け止め、業務改善に取り組むとともに、組合員・利用者の皆さまと地域住民が「しあわせ」を実感できるサポートを行い、最適な金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう、継続的に職員育成を行う態勢を構築します。【原則 2 本文および (注)、原則 6 (注 5)、原則 7 本文および (注)】

(4) 業績の評価にあたっては、「手数料収入への貢献度」ではなく、組合員・利用者の皆さまの利益を最優先に考え、ニーズに沿った商品販売・保障提案を行った結果としての「預り資産残高」に加え、「提案プロセス」を評価材料としております。【原則 7 本文および (注)】

以上

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024 年 9 月改訂）との対応を示しています。